

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

名古屋市

### 2 構造改革特別区域の名称

障害者地域生活支援特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

名古屋市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

平成16年4月1日現在の本市の人口は、2,191,869人であり、うち身体障害者手帳所持者は、70,580人、愛護手帳所持者は、10,174人である。

支援費制度施行後、受給者数は増加し続けており、平成16年4月1日現在において、居宅介護等事業受給者証交付者数 4,383人、デイサービス事業受給者証交付者数 1,146人、短期入所事業受給者証交付者数 2,781人となっており、制度施行直後の平成15年4月1日時点と比較して、それぞれ53.3%、76.6%、40.6%の伸びとなっている。

このように増加している受給者に対して、そのニーズを満たす事業者の数は、居宅介護等事業所数は、平成16年4月1日現在168か所と大きく増加しているが、デイサービス事業所数は、身体障害者デイサービス事業所12か所、児童デイサービス事業所12か所に対して知的障害者デイサービス事業所は4か所にとどまっている。

この4か所の事業所であるが、市内16の行政区のうち、千種区に「つくしフレンド」(定員5)、北区に「ルーム」(定員7)、「ぼちぼち」(定員10)、中川区に「デイサービスセンターいーま」(定員5)が設置されている。区の数では3区にしかなく、偏在しているほか、定員の合計も27人という状況である。また、利用者の状況については、平成15年12月1日現在では、知的障害者デイサービス支給決定者数は188人であったが、このうち実際の利用者数は41人であり利用割合は21.8%となっている。

利用者にとって絶対的な箇所数が不足していることに加え、身近に施設がないことに

より送迎に時間がかかるなど、利用しづらいものとなっていることが、低い利用者割合の理由である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

居宅介護等事業においては、介護保険事業におけるホームヘルプサービスを提供する民間事業者が支援費制度へも徐々に参入をしてきている効果が大きい。

一方、デイサービス事業においては、介護保険導入後、指定通所介護事業所は、平成16年4月1日現在211か所と急激に増加しているが、支援費制度における知的障害者デイサービス事業所の指定は前述のとおり4か所である。すでに、身体障害者については、指定通所介護事業所での受け入れが可能となっているが、一層の規制緩和により、知的障害者についても、既存の社会資源を活用できることになるものである。

これにより、利用者やその家族にとっては、身近な施設においてサービスを受けることが可能となれば、選択の幅が大きく広がることとなる。また、老人デイサービスセンターにおいては、ほぼすべての施設が専用車による送迎体制を持っており、この点でも利用者及び家族にとってサービスを利用しやすい環境を整えることが可能である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

居宅介護等事業においては、今後とも介護保険事業における民間事業者の参入が期待できるが、障害児者デイサービス事業においては、基本的に建物を老人デイサービスとは別に用意する必要があることから、介護保険事業者がすぐに事業に参入することは困難な状況にある。

本市が平成16年3月に策定した障害者基本計画において、地域生活を支援するサービスの充実として、まず在宅サービスの拡充を掲げているところである。このなかで、デイサービス事業の拡充についても障害者の日中の活動の場として、充実させていく方針を持っている。したがって、知的障害者デイサービスについても箇所数増を目指していく方向であるが、新規の事業者の参入が困難な現状では、急激な増加は見込めない状況となっている。このような状況の中で、知的障害者が住み慣れた地域でのサービスを受けられるよう、支援していくためには既存施設の有効活用を図る方を推進していかなくてはならない。

そこで、特に指定事業所数の少ない知的障害者デイサービス事業について、規制緩和により設置数の多い指定通所介護事業所という既存の施設を生かすことによって、知的障害者の生活の支援し、社会参加や社会活動を促進することを目標とするものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 利用者へのサービスの向上

知的障害者が、身近な施設に通えることで、知的障害者の在宅生活がサポートでき、地域で主体的に生活できるための整備を図ることができる。また、多様なサービス供給体制を充実させることで、サービスの質の向上が図られる効果もある。

### (2) 指定通所介護事業所における経済効果

老人デイサービスセンターは、介護保険施行後急激に増加しており、定員に若干の余裕がある施設も存在している。そこで、既存の指定通所介護事業所に対しても定員の有効活用により経済的効果が期待できるものである。

### (3) 区域内での利用見込み

具体的に名前の挙がっている5か所の指定通所介護事業所においては、各施設1～2名程度の利用となる見込みであるが、先行する事業所の取り組みを積極的に紹介することなどにより市内の全事業所に呼びかけることとする。これにより、平成17年度の目標として、211か所の老人デイサービスセンターの内1割の20か所、30名程度の利用が見込まれるものと考えているところである。

## 8 特定事業の名称

### 906 指定通所介護事業所等における知的障害者の受入れ事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 通所施設における宿泊を伴う短期入所事業について

支援費制度において、従前宿泊を伴う短期入所事業は入所施設に併設の事業所においてのみ認められていたところであるが、今年度より一定の要件を満たせば、通所施設においても実施可能とされたところである。そこで、本市においても通所施設において宿泊を伴う短期入所事業を実施することとし、まず5月中旬に事業実施見込みのある事業所に対し説明会を開催することとした。当面、宿泊を伴わない短期入所について指定を受けている知的障害者通所授産施設について、人員及び設備の基準を精査し、実施していく予定をしている。その後、施設種別を順次拡大し、平成17年度には20か所、30名程度の定員を確保していきたいと考えており、現在準備を進めて

いるところである。

( 2 ) 障害児デイサービス事業及び知的障害児通園事業について

本市では、障害児の早期療育を重視する観点から、日常生活動作の基本訓練や集団生活への適応訓練といったサービスについて、児童デイサービスのほか、地域療育センターにて行う知的障害児通園事業等によって対応していくこととしている。平成16年4月1日現在、児童デイサービスは12か所、合計定員は97人であり、地域療育センターの知的障害児通園施設は、市内3か所、各定員40名で合計定員120人となっている。児童デイサービス施設については、支援費制度施行後徐々に増加しており、箇所数増について今後も積極的な指定に努めていく所存である。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 906

特定事業の名称 指定通所介護事業所等における知的障害者の受入れ事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 ニコニコハウス

名古屋市南区鶴里3丁目40番地1

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

ニコニコデイサービス鶴里

名古屋市南区鶴里3丁目40番地1

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 フジ福祉会

名古屋市名東区名東本通5丁目8番地

(イ) デイサービス事業所の名称及び住所

デイサービスセンター名東パラダイス

名古屋市名東区名東本通5丁目8番地

(ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサー

ビス事業所の別  
指定通所介護事業所

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所  
社会福祉法人 野並福祉会  
名古屋市天白区福池二丁目340番地
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所  
野並デイサービスセンター  
名古屋市天白区福池二丁目340番地
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別  
指定通所介護事業所

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所  
社会福祉法人 紫水会  
名古屋市緑区鳴海町下汐田77番地の3
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所  
オーネスト鳴海指定通所介護事業所  
名古屋市緑区鳴海町下汐田77番地の3
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別  
指定通所介護事業所

- (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所  
社会福祉法人 紫水会  
名古屋市緑区鳴海町下汐田77番地の3
- (イ) デイサービス事業所の名称及び住所  
オーネスト戸田川指定通所介護事業所  
名古屋市中川区富永4丁目266番地
- (ウ) 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別  
指定通所介護事業所

(2) 事業の概要

市内の指定通所介護事業所において、定員の枠内で知的障害者を受け入れ、サービスを提供した場合に、支援費に準じた金額を支払うもの。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 規制の特例措置の必要性

本市内のデイサービス事業所数は、身体障害者デイサービス事業所 12 か所、児童デイサービス事業所 12 か所に対して知的障害者デイサービス事業所は 4 か所にとどまっている。

このため、絶対的な箇所数が不足していることに加え、身近に施設がないことにより送迎に時間がかかるなど、利用しづらいものとなっており、当該規制の特例措置により指定通所介護事業所においてデイサービスを実施する必要がある。

### (2) 要件適合性を認めた根拠

#### ニコニコデイサービス鶴里

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数で除した数が 3 m<sup>2</sup>以上であること。

・ 4 . 8 7 m<sup>2</sup>

・ 食堂及び機能訓練室の面積 : 1 3 1 . 6 2 m<sup>2</sup>

・ 利用定員 : 2 7 人

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

#### 利用定員 27 人の施設

・ 看護職員	3 人	基準 . . . 1 人以上
・ 介護職員	1 0 人	基準 . . . 4 人以上
・ 生活相談員	2 人	基準 . . . 1 人以上
・ 機能訓練指導員	1 人	基準 . . . 1 人以上
・ 調理員	2 人	

#### デイサービスセンター名東パラダイス

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数で除した数が 3 m<sup>2</sup>以上であること。

・ 1 0 . 1 2 m<sup>2</sup>

・ 食堂及び機能訓練室の面積 : 2 5 3 . 1 1 m<sup>2</sup>

・ 利用定員 : 2 5 人

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害

者の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員 25 人の施設

・看護職員	2 人	基準・・・1人以上
・介護職員	4 人	基準・・・3人以上
・生活相談員	2 人	基準・・・1人以上
・機能訓練指導員	1 人	基準・・・1人以上

野並デイサービスセンター

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数で除した数が 3 m<sup>2</sup>以上であること。

・ 7 . 0 4 m<sup>2</sup>

・ 食堂及び機能訓練室の面積： 1 7 6 . 2 2 m<sup>2</sup>

・ 利用定員： 2 5 人

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員 25 人の施設

・看護職員	2 人	基準・・・1人以上
・介護職員	4 人	基準・・・3人以上
・生活相談員	2 人	基準・・・1人以上
・機能訓練指導員	2 人	基準・・・1人以上

オーネスト鳴海指定通所介護事業所

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数で除した数が 3 m<sup>2</sup>以上であること。

・ 5 . 3 1 m<sup>2</sup>

・ 食堂及び機能訓練室の面積： 1 8 6 . 1 0 m<sup>2</sup>

・ 利用定員： 3 5 人

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員 35 人の施設

・看護職員	2 人	基準・・・1人以上
・介護職員	9 人	基準・・・5人以上
・生活相談員	2 人	基準・・・1人以上



- ・機能訓練指導員 4人 基準・・・1人以上
- ・調理員 2人

オーネスト戸田川指定通所介護事業所

(ア) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数で除した数が3㎡以上であること。

・5.44㎡

・食堂及び機能訓練室の面積：136.18㎡

・利用定員：25人

(イ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員25人の施設

- ・看護職員 2人 基準・・・1人以上
- ・介護職員 6人 基準・・・3人以上
- ・生活相談員 2人 基準・・・1人以上
- ・機能訓練指導員 2人 基準・・・1人以上